

# 確定申告は自宅から！準備もお早めに！

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から、令和2年分の確定申告は、ぜひ、自宅から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」をご利用ください。  
 なお、令和2年分の確定申告は、特に以下の点（改正事項等）に注意が必要です！

主 な 注 意 点 等	青色申告特別控除	65万円の青色申告特別控除額が55万円に引き下げられました。 ※改正後の55万円の適用要件に加えて、e-Taxによる申告又は電子帳簿保存を行うことで、65万円の青色申告特別控除が適用可能となります。
	給与所得控除 公的年金等控除	控除額がそれぞれ10万円引き下げられました。 なお、子育て世代等や給与及び年金の双方を受給されている方には、負担増が生じない措置(所得金額調整控除)が講じられています。
	基礎控除	控除額が38万円から48万円に引き上げられました。 なお、合計所得金額が2,400万円を超える方の控除額が引き下げられ、2,500万円を超える方の控除が廃止されました。
	ひとり親に対する 税制上の措置等	婚姻歴の有無や性別にかかわらず、生計を一にする子(所得金額等の要件があります。)を有する合計所得金額500万円以下の独身者について、「ひとり親控除(控除額35万円)」が創設され、寡婦(寡夫)控除が見直されました。
	医療費控除	「医療費控除の明細書」の添付が必要となります。 ※領収書の添付又は提示では医療費控除は受けられません。 ※医療費の領収書は、自宅で5年間保存する必要があります。

※上記以外の税制改正事項等を含む詳しい内容については、「国税庁ホームページ」をご覧ください。

## パソコン・スマホから確定申告！

新型コロナウイルス感染症感染拡大防止の観点からも、ぜひ、自宅から！

詳しくは、『国税庁ホームページ』へアクセス！！（確定申告期間中は、24時間利用可能です。）

### マイナンバーカード方式

「マイナンバーカード」と「ICカードリーダライタ」を利用してe-Taxで申告できます。  
※スマートフォンによる申告の場合は、マイナンバーカードの読み取りに対応したものがが必要です。

### ID・パスワード方式

「ID(利用者識別番号)」と「パスワード(暗証番号)」を利用して、e-Taxで申告できる暫定対応です。  
※ID・パスワード方式を利用するには、税務署又は申告書作成会場で発行する「ID・パスワード方式の届出完了通知」が必要です。

### 印刷して郵送による申告

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で作成した申告書を、プリンタで印刷して、郵送により税務署へ提出することができます。

## 国税の納付は、簡単・便利な「ダイレクト納付」をご利用ください！

簡単≫ インターネットを利用できる端末があれば、利用可能です！

(e-Taxの利用者識別番号(ID)と暗証番号(PW)のみで納付手続きが行えます)

詳しくはこちら⇒

便利≫ 金融機関や税務署の窓口に出向く必要がありません！



### 申告期限

所得税 3/15(月)  
消費税 3/31(水)

## 申告と納税は期限内に！

### 納期限

所得税 3/15(月) 【振替納税の場合 振替日 4/19(月)】  
消費税 3/31(水) 【振替納税の場合 振替日 4/23(金)】